



# 原子力規制を監視しようニュース

原子力規制を監視する市民の会 090-8116-7155 2021/6/18

★☆☆規制庁前アピール行動は6月30日(水)18:30~19:00に行います☆☆★

## 美浜3号炉再稼働反対！ 危険な40年超え老朽炉の運転やめて

関西電力は6月23日に美浜原発3号炉を起動するとしています。国内初の40年超え老朽原発の運転を強行しようとしています。原発の寿命は法律で40年と定められています。福島第一原発事故を繰り返さないためにも、危険な美浜原発3号炉の再稼働に反対しましょう。避難計画を案ずる関西連絡会作成のパンフレット(右QRコード)を参考にしました。



### ◆コロナ禍で避難所は足りない…避難計画に実効性なし

避難計画を案ずる関西連絡会は、ふるさとを守る高浜・おおいの会、安全なふる里を大切にする会(若狭町)と共に、原発事故時の避難先自治体に、コロナ禍での避難所等に関するアンケートを行い、その結果、感染症対策をとれば、避難所が「足りている」と答えた自治体は41%だけで、約6割が「足りない」または「その他(調整中など現状では不足)」でした。美浜町民の避難先は原発立地のおおい町で、県外避難先はありません。おおい町は「県が避難先の多重確保などを検討している」と答えていますが、県は「事故が起きてから調整する」と回答しています。これでは住民の安全は守れません。



感染症対策では、濃厚接触者や感染疑い者などの別室も必要になり、避難車両も分けるため、通常より多くのバスも必要になります。在宅の要援護者の避難先等も具体化されていません。

今年3月18日に水戸地裁は、避難計画に実効性がないもとは東海第二原発の運転を禁ずる判決を出しました。美浜原発3号炉も避難計画に実効性はなく、運転すべきではありません。

### ◆火山灰の層厚評価の見直しに対応できていない

関電の原発では、火山灰の層厚評価の見直しが行われ、美浜原発3号炉は10cmから22cmになりました。規制委は22cmを前提に許可を出しました。

設備の健全性評価では、火山灰22cm+積雪100cmの重さに耐えられるかを評価しています。燃料取替用水タンクは、関電の簡易評価では裕度(余裕)が1.02とギリギリです。積雪が100cmをわずかに超えれば、タンクは壊れてしまいます。

関電はいざとなったら重機を使って除灰・除雪を行うとしていますが、火山灰が22cmも積も

るような状況では、重機を動かすこともできないでしょう。実効性は示されていません。

規制委は、詳細な評価と対策を工事計画の認可で確認するとしています。しかしこれが終わるのは、来年 2022 年 3 月の予定です。それまでは、以前の火山灰層厚 10cm の評価で運転を認めるとしていますが、それでは層厚評価を見直した意味がありません。

#### **◆地震規模の「ばらつき」を考慮すれば基準地震動を大きく超えてしまう**

大阪地裁は昨年 12 月、大飯原発 3・4 号炉の設置変更許可を取消す判決を出しました。判決は規制委の審査について、自らの「審査ガイド」で定めている地震規模の「ばらつき」の考慮を無視し、地震規模が平均値より大きくなる可能性自体を検討さえせず、現に平均値に上乘せをしなかった、と批判しています。

この判決は、美浜原発 3 号炉にも当てはまります。「ばらつき」を考慮すれば、現行の基準地震動 993 ガルは 1,330 ガルになり、原発は地震に耐えられません。

# **土地規制法強行採決に抗議 監視すべきは住民ではなく原発のほう**

重要土地調査規制法が多くの人の反対の声を踏みにじり、深夜の強行採決により成立しました。これに強く抗議します。基地や原発の周辺の土地が外国人に買われてしまうとの触れ込みで出てきた法案ですが、そのような実態はありません。法案は、住民の監視活動の監視、反対運動つぶしのための法案といってもよいものです。

原発周辺住民の監視は以前からあり、原発や再処理工場周辺を見学したり、放射線測定サンプル採取をしていたりするといつの間にか警備員が後ろにいたことがありました。これがテロ対策でさらに厳しくなりました。

柏崎刈羽原発で最近、社員が他人の ID カードで制御室に入室していた事件、さらに、監視カメラが雪で壊れて使えない状況であったのにごまかして規制庁の検査を逃れていた事件が発覚し、核防護事案として問題となりました。

しかしこれは、東電がやるべきことをやらず、規制庁を騙していたという問題です。規制庁は運転禁止命令を出していますが、私たちは東電の設置許可を取り上げるよう求めています。住民を脅威とみなすのは筋違いです。

さらに今回の法律は、国家による監視を強化しようというものです。しかし原発で問題になる「機能阻害」は、住民ではなく、原子炉の事故によりもたらされます。事故が起きた場合の情報提供が的確になされないことは、福島第一原発事故の経験からも明らかです。原発や再処理工場は、市民の監視ではなく、市民による監視が必要な施設なのです。

法案は通ってしまったが、原発の市民による監視活動や情報開示を求める運動を逆に強めて法律の無力化を図っていきましょう。

カンパ募集中！郵便振替 00140-5-44967 原子力規制を監視する市民の会